

捕獲個体の取扱について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(鳥獣の放置等の禁止)

第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合)

第十九条 法第十八条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合
- 二 過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合
- 三 法第十三条第一項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地又は林地に放置する場合
- 四 漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合

V-3 捕獲物の放置の禁止

1 規定の趣旨

近年、捕獲した個体が山野に放置されることにより、猛きん類が放置された鳥獣を摂食する際に鳥獣の体内に残存した鉛製銃弾の破片も一緒に摂食してしまい鉛中毒が発生したり、鳥獣のへい死体を捕食する動物が増加することにより生態系の攪乱が生じるおそれが生じている。

このため、捕獲等した鳥獣又は採取等した鳥類の卵については、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微であるとして環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に放置することを禁止したものである。

2 放置の概念

新法第18条で禁止している放置とは、捕獲等した鳥獣をその場に、適切に処理をせずには置いたままにすることであり、捕獲した鳥獣を運搬し別の場所に集積することは放置には当たらない。また、「その場」とは、厳密な地点ではなく、社会通念上同一と考えられる場所を指すものであり、捕獲物を数m移動させて置いたままにした場合は放置に該当すると考えられる。

なお、鳥獣のへい死体は本規定の対象とはならない。

3 適切な処置

本規定を新設したことにより、鳥獣を捕獲等又は採取等した者は、原則として捕獲物

又は採取物を持ち帰るか、地形的要因等によりそれが困難な場合は、風雨等により容易に捕獲物等が露出しない程度まで埋設すること等により適切に処理することが必要となる。

このような処理は、捕獲物を他の鳥獣が摂食する可能性を低減するために行うものである。

なお、捕獲物をその場で血抜きや内臓の処理をした場合、血液の場合は、その場で回収しなかったとしても土壤に浸透するなどして拡散するため、実質的に該当することはほとんどないと考えられる。また、内臓をその場にそのままにした場合は放置に当たると考えられるので、持ち帰るか又は持ち帰ることが困難な場合には埋設するものとする。

なお、通常の狩猟等で行われる範囲内で捕獲物を埋設処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」とする。）に抵触することはないと考えられるが、生活環境上影響が生じるような処理を行った場合、廃掃法に抵触する可能性があるため、埋設する場合には生活環境に影響を与えないよう配慮する必要がある。

（参考）

事務連絡

平成15年4月14日

各都道府県・政令市一般廃棄物行政担当課 へ

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う留意事項について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）は平成14年7月12日に公布され、平成15年4月16日から施行されます。

鳥獣保護法第18条においては、鉛弾の破片の残った鳥獣の死骸を他の野生生物が食べてしまうことによる鉛中毒事故等を防止する観点から、鳥獣又は鳥類の卵（以下「鳥獣等」という。）の捕獲等又は採取等した者は、環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に当該鳥獣等を放置してはならない旨の規定が新たに設けられたところです。また、鳥獣保護法第3条第1項に基づき定められた鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成14年12月27日環境省告示第86号。以下「鳥獣保護基本指針」という。）Ⅱ-4.2(1)⑤「捕獲物又は採取物の処理等」において、捕獲物等は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとしているところです。

鳥獣保護法の改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の運用に当たっては、下記の事項にご留意ください。

記

- 1 捕獲物等の埋設が鳥獣保護基本指針Ⅱ-4.2(1)⑤「捕獲物又は採取物の処理等」に従って行われる限りにおいては、廃棄物処理法第16条に規定する不法投棄には当たらないものであること。
- 2 捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、廃棄物処理法第19条の4に規定する措置命令の対象となるものであること。
- 3 放置禁止の適用除外規定について
新法第18条の環境省令で定める場合は、次の(1)から(4)までである。
 - (1) 地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合
本規定は、例えば弾丸が命中した鳥獣が崖など銃猟者が到達困難な場所にあたり、積雪、凍土、土壌の厚さなどの要因で捕獲物を風雨により容易に露出しない程度に埋設することが困難な場合などを指している。
 - (2) 過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合
本規定は、捕獲物の行方を探したにもかかわらずその行方を確知できない場合を指しており、故意に捕獲物の行方を探さなかった場合はこの規定には当たらない。
 - (3) 新法第13条第1項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地又は林地に放置する場合
新法第13条第1項の規定により捕獲等したモグラ、ネズミ類については、農地又は林地でこれを捕獲等しようとした場合、捕獲物が広範囲に散らばり確知できない可能性があり、かつ、放置されたとしても生態系に影響を与えるようなことが想定されにくいためこのような規定を設けたものである。
 - (4) 漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合
漁業活動に伴い鳥獣が網に混獲された場合は、捕獲物をその場に放出したとしても、海に放出された個体は広範囲に極めて低い密度で散らばり、生態系に大きな影響が生じるとは考えにくいため、このような規定を設けたものである。